広島市安佐南区告示４３号

令和８年１０月２２日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和２７年広島市規則第５１号）第２条第５項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長　髙山　豊司

自動車臨時運行許可番号標番号

広島　　１０－０９